

(第十四部)

第二回 参議院運輸及び交通委員会會議録第十三号

(四四三)

昭和二十三年七月二日(金曜日)午後一時四十分開会

本日の會議に付した事件

○港城法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(松谷副助) これより會議を開きます。

港城法案が昨日衆議院の本會議を通過したものでありますので、本委員會に本付託になりましたので、この際、質疑を一旦打切つたのでありますけれども、引續いて質疑を許します。

○丹羽五郎 私はこの港城法案に重大な關係を持つております。港則法案の中のことに付きまして、これは昨日も上程しまして、國會はこれを認めたのであります。その中のことについて、一應政府の意見を聞いて、この法の運用を誤らないようにして行きたいという考えから質問をいたしたいと考えております。過日港則法を審議しました折に、第三條一項の一番末尾にある「主としてろかいをもつて運轉する船舶をいう」ということについて、私はこれには相當意見があつたのであります。諸種の法案の運轉上、意見は或る程度に私は止めて置いたものであります。今度私はこれを審議をいたします。この港城法の運用に關係いたしました非常に重大な關係がありますから、政府の意見と立法の精神をもう一遍見たいと思つて、過日私は、この第三條において「この法律において「難船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのものを

つて運轉し、又は主としてろかいをもつて運轉する船舶をいう」ということ、この政府の用語の使い方が誤つてはいはないかということをおつたのであります。まだ七月十五日まであります。開港港則の第四十五條には、舟と船舶とを明らかに分けておるのであります。この開港港則の四十五條におきまして、「本令ニ於テ難船ト稱スルハ汽艇、鮮船、端舟及端舟ノミヲ以テ運轉スルヲ謂フ」とある。難船ニ在リテハ鳥賊的漁業ニ使用スル船舶ヘ之ヲ難船ト看做ス」と言つて明らかにこれを區別をしておるのであります。それが今度の法律になりました。港則法により「主としてろかいをもつて運轉する船舶」ということにこれを警いておるのであります。私はこれは恐らくこの法の改訂にやなく、改訂したかように考へております。この船舶と舟との定め方というところは、あとで私共が審議をいたします。港城法にも重大な關係があるので、先日はちよつと政府委員の答弁は少しその意を得なかつたのでありますが、この開港港則の四十五條にかくのごとくはつきりして舟と船舶とを分けておるのに、今度の新法の港則法では何でこれを船舶というやうな言葉を使つたのか、もう一度その点をお尋ねいたしたいと思つておられます。

○説明員(山口達夫) お答えいたします。今丹羽委員から御質問のありました点は誠に當然な点でありまして、立案者としていたしましては当然現行の開港港則施行規則、この規則に舟という文句を使つておるのであります。が、この法律の体裁の上から成るべく余分な文字は使いたくないというのが大きな原因でありまして、全部これを若し従来の通りに、現行の通りに舟といたしますと、すべてあとの條文に舟又は船舶、舟又は船舶と必ずいわなくてはならぬというやうな点もありまして、ただ用語の統一上から船舶という言葉を統一したというだけであります。

○丹羽五郎 そうですね。そういたしますと、用語の統一をしたために舟と船舶との分け方を一應すべてを船舶としたという説明であります。これをやるのが海上衝突予防法からいつても非常な不利益なことが起つて来るではないか、かように考へておるのであります。今度定まりました港則法の第四條には「船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならぬ」と。ここに船舶といふのはつきりした言葉が書いてあります。併しこれは第七條によつて幾分、「難船以外の船舶は」ということで、港長にかような難船に等しいものは届け出なければならぬ、移動に對しては届け出をしない、いい、こういう法律にはなつていないので、こういうところに船舶といふ明らかなことを書いておるならば、私は船舶の定義をこゝろに

で、みづから作つた法案でみづから首を締めるという錯誤を來してゐる、こゝろ考へるのです。これを前の開港港則の第四十五條のまゝをこの第三條にお使いになれば、そういう矛盾は起つて來ない、かように考へるのですが、ただ用語の統一をしようという單なる作文式の意味で法律を作るといふことは非常な危険が起つて來る。今度は海上衝突予防法から見ますと、こゝろいうことが事件の解決には非常な大きな障礙にもなつて來るのであります。実は私のこの点を非常に心配して今日再びこの点を申上げて置くのです。政府委員はこれに對してやはり船舶と舟といふものとをはつきり區別する意思があるかどうかということを追つてお尋ねしたいと思つておられます。

○政府委員(山崎小五郎) 御説のやうに船舶と舟といふものを區別した方が適當な場合もございますが、法律の用語につきましては法制局等の立場もございまして、それを統一した方がいいの、或いは別に使い分けた方がいいのかといふことも、實際の立場と法律の系統の立場の方ともよく相談をいたさなければならぬと思つておられます。御質問の点は十分研究いたしまして、法制局と今後の打合せ等は調査をして行きたいと思つておられます。

○丹羽五郎 特別に責めたり揚げ足を取るといふのではないが、今山崎政府委員のお話では、法制局云々といふお話であつたが、現在施行されておるところの開港港則におきまして、明かに船舶と舟といふものを分けておるのではありません。それならこれはどういふ立法の精神で法制局がそれに対してこれを船舶といふと言つたのか、その点をお尋ねしたい。

○政府委員(山崎小五郎) まあ結局舟も船舶の一種と見たのではなからうかと思つておられます。

○丹羽五郎 そうですね。現行法の開港港則の四十五條に舟と船舶とを分けておることは、これは一体どういふわけですか。法制局がこれはいかにから船舶にしろといふことを言つたのですか。

○政府委員(山崎小五郎) これは法制局としましては、やはり同じ言葉の中に成るべく法律用語として使う言葉は統一したいといふ一方、立法者としてはそういう希望もありません。で、又私共としましては今丹羽委員から御質問のありましたやうな点もありません。その船舶の内容が定義してありますので、非常にこのために實際的に困るといふやうな事情も少し思つたので、これで大体了承しておるのであります。

○丹羽五郎 現在施行されておる諸般の海事法令を見ますのに、全部舟と船舶とを分けておられます。今度の港則法だけにこゝろいうことをやつておられるに、私非常な矛盾があると思つて、今後は舟と船舶といふものに向つてはつきり區別をして、この方

の運用をやるかどうかということについて政府委員のお答えを得たいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 今いろいろ注意もございましたので、できるだけ、そういう御趣旨に副うように一つ政府としても善処したいと思ひます。

○丹羽五郎君 私には実はこの間の港則法において、この「船舶をいう」この点を修正をさせる考へでおつた。恐らく、その修正は成立しておりました。併し、いろいろこの法案の運用上は早くこの点を打切つておつたのであります。政府委員として、私は向後、船舶と舟といふものの定義をかつき私は持つてこの法の運用に当らなければ、私は今度の港則法の第四條で突つ掛かると思ふ。第四條や第十條によつて、いろいろ書いてありますけれども、第四條によりますならば、船をして行く船、或いは、運搬を運ぶ船、或いは貨物を運ぶ船も、或る場合には港長に届出をしなければならんというところにもなつて来ると思ひます。だが、第四條でこの点は厳しくしておりますが、こういうことは、又政府は、一つの作文を作ることとてなく、私はこの立法の精神を十分によく含味して、私は今後海上におきます法規の立案には特に注意をして置きたい、とかように考へまして、この質問はこれで打ち切ります。

○委員(板谷順助君) 向この際諸君に御報告申上げますが、この港域法案については、衆議院において一部修正をされまして、即ち「附則に次の一項を加える。運輸大臣は、政令の定めるところにより、船員法第一條第二項第二号の適用について、当分の間、特に

港を指定し、この法律の定める港の区域と異なる区域を定めることができる。」その理由といたしましては、「港域法案の定める港の区域は、船員法第一條第二項第二号に規定する港に全面的にこれを適用することは、必ずしも適当でない」と認められるので、若干の例外的措置を講じ得るよう修正する必要がある。衆議院はこの修正を可決をいたしまして、本委員会に廻つて来た次第でありますから、どうかこの修正案につきましても、賛成がありましたならば、御申出を願ひたいと思ひます。

○新谷實三郎君 先般の委員会での点については若干質疑があつたわけですが、私も衆議院の修正案のようになつた方が船員法の適用から行きまして、實際効果的であると思ひます。この点について、政府委員のお考えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) お答えいたします。これは実を申しますと、船員局の方から御説明申上げた方が適當かと思ひますが、私の方といたしましては、折角港域法ができました以上は、あらゆる港の港域といふものは、成るべく一致した方がよろしいと思ひまして、関税法その他開港の港域につきましても、この港域法と一致するように努力いたしまして、話が纏つたわけでございますが、ただ船員法の港につぎましては、少しこの港で実情に即しない港が二、三あるということを開いておりまして、この港域法を出しました趣旨が、飽くまでこれを適用することが不合理な港までも、無理に適用させるといふことは、まだ行き過ぎかと思ひますので、私の方といたしま

しても、あの修正を適當と存じております。船員法につきましては、特別に労働委員会等にお附りになつて、この港域法の港を適用し得ない港は、特別な港域を定めることになると思ひます。

○新谷實三郎君 政府当局のお考えはそれで分りました。初めにお話のやうに、成るべくいろいろの海事法令にいわゆる港の区域といふものは一本の方がいいというの、これは誰しも首肯し得るところであります。ただこの港域を以て現在の船員法にそのまま適用して参ると、今政府委員からの御説明のように、多少問題になる港もあると存じます。これは、船員法の適用の方の關係で調整して行きますか、或いは港の方の区域で調整して行きますか、その間成るべく早く両者の調整を取られまして、自動的に港域といふものについてはあらゆる海事法令を作つて、一つの港域として行くように至急お考えを願うというようにして頂きたいと思ひます。それからもう一つ序でに御質問したいことは、この海上保安廳法との關係においてあります。各港の名前を挙げ、又この港域といふものを明確に定められることになりまして、いわゆる陸上の水上警察署、これは恐らくは、海上保安廳との關係におきましては、水上警察署が水上における警察権を行使し得る限界といふものは、いろいろ海上保安廳設置法の時も御説明がございましたが、大体その港域といふものに限られて行くのじやないかと思ひます。その場合に、この港域につきましては、海上保安廳か、みずから警察権を行使する場合もあるし、場

【参議院】

所によつては、水上署が警察権を行使するということも出て来ると思ひます。が、水上警察署のある場所におきましては、この港域といふことにつきましては、この港域とすることにきまつて相當の拘束を受けるといふことです。逆に言いますと、その範圍までは水上警察署が活動ができるのだというやうな實際的な効果を狙つておられるのでありましか、或いは單に運用の方針として何かお考えになつてゐる点がありましか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 御質問の第一点の船員法の港についても、早くその具体案ができて、海上港域法との港の調節といふことが成るべく一元化といひます。努力をせよという御趣旨であります。誠に御尤もな趣旨でありまして、我々も船員法の港が相當調査研究されまして、第一の案ができますれば、十分その關係等の調節を図りまして、合理的な港の一元化の港の港域法ができて、その結果、港域法が定める港においては、水上警察が仕事を、何か水上警察の仕事の限界を、この港域によつて定まるかどうかという御趣旨であらうと思ひますが、海上保安廳法で大体陸上の警察は飽くまで陸上で、海上の警察は飽くまで海上保安廳でやるということの建前になつておりました。先ず海上と陸上の境の問題があるのございまして、特に港におきまして河川と港の繋がつておるところは、どこが陸と港との境であるかという点が一つ問題でございまして、この港域法によつて陸に入るべき河川と港との境が決まりま

水上警察と海上保安廳との關係でございますが、これは私共の建前として、水上警察に重点的にやらせるとか、そういう趣旨ではないのでありまして、飽くまで水上警察と海上保安廳との陸地の接續地帯におきましては、水上警察の方には、第一次責任は飽くまで海上保安廳にありまして、水上警察の方はそれに對する協力關係であるといふやうに考へております。實際問題として、まだ海上保安廳が未だ出立して間もないのでありまして、相當水上警察の方に當分の間は活動を願ひなければならぬ実情にございまして、方向として、飽くまで海上におきましては、水上保安廳が指導的責任を持つという建前を進んでおります。

○新谷實三郎君 もう一点お伺ひしたいのですが、これはここで港の名前を掲げ、又その区域を決めるといふ大きな利益は、政府委員からの御説明のやうに一つは港則法との關係であり、もう一つは海上保安廳との關係であらうと思ひます。港則法の關係から行きますと、開港につきましては勿論これは区域を定めなければならん。併し開港以外の港につきましては、この港の区域を定めるといひまして、先般の委員会でもいろいろ質疑答がありまして、實際上はこれ以外にまだその港といふものが事実として存在するのじやないか、というやうなことも考へられるのであります。ここにこうして名前を掲げられるといふやうになりますと、港則法において何かこれに關する特別の規定があるかといひますと、港則法關係でも殆んど

水上警察と海上保安廳との關係でございますが、これは私共の建前として、水上警察に重点的にやらせるとか、そういう趣旨ではないのでありまして、飽くまで水上警察と海上保安廳との陸地の接續地帯におきましては、水上警察の方には、第一次責任は飽くまで海上保安廳にありまして、水上警察の方はそれに對する協力關係であるといふやうに考へております。實際問題として、まだ海上保安廳が未だ出立して間もないのでありまして、相當水上警察の方に當分の間は活動を願ひなければならぬ実情にございまして、方向として、飽くまで海上におきましては、水上保安廳が指導的責任を持つという建前を進んでおります。

水上警察と海上保安廳との關係でございますが、これは私共の建前として、水上警察に重点的にやらせるとか、そういう趣旨ではないのでありまして、飽くまで水上警察と海上保安廳との陸地の接續地帯におきましては、水上警察の方には、第一次責任は飽くまで海上保安廳にありまして、水上警察の方はそれに對する協力關係であるといふやうに考へております。實際問題として、まだ海上保安廳が未だ出立して間もないのでありまして、相當水上警察の方に當分の間は活動を願ひなければならぬ実情にございまして、方向として、飽くまで海上におきましては、水上保安廳が指導的責任を持つという建前を進んでおります。

水上警察と海上保安廳との關係でございますが、これは私共の建前として、水上警察に重点的にやらせるとか、そういう趣旨ではないのでありまして、飽くまで水上警察と海上保安廳との陸地の接續地帯におきましては、水上警察の方には、第一次責任は飽くまで海上保安廳にありまして、水上警察の方はそれに對する協力關係であるといふやうに考へております。實際問題として、まだ海上保安廳が未だ出立して間もないのでありまして、相當水上警察の方に當分の間は活動を願ひなければならぬ実情にございまして、方向として、飽くまで海上におきましては、水上保安廳が指導的責任を持つという建前を進んでおります。

水上警察と海上保安廳との關係でございますが、これは私共の建前として、水上警察に重点的にやらせるとか、そういう趣旨ではないのでありまして、飽くまで水上警察と海上保安廳との陸地の接續地帯におきましては、水上警察の方には、第一次責任は飽くまで海上保安廳にありまして、水上警察の方はそれに對する協力關係であるといふやうに考へております。實際問題として、まだ海上保安廳が未だ出立して間もないのでありまして、相當水上警察の方に當分の間は活動を願ひなければならぬ実情にございまして、方向として、飽くまで海上におきましては、水上保安廳が指導的責任を持つという建前を進んでおります。

何かこれに関する特別の規定があるか

して御注意を申上げる次第であります。

○小林勝馬君 私遅く参りましたので、皆さんからすでに御質問あつたかと思ひますが、衆議院の修正案に對してちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 先程御説明申上げましたが、御質問でございますから、もう一度申上げますが、我々の港域法を作ります時の氣持を申し上げますと、折角港の港域を定めました以上は、それが総合的に關稅關係の港におきまして、或いは港則法の港におきまして、或いはできれば船員法の港

におきましても、その区域が一致しておる方がまあ理想的だと思ひまして、できるだけ努力いたしましたが、幸い國稅關係の開港の方との關係については、兩者共具體的な御意見が一致しましたが、船員法につきましては、私共承りますところによりますと、二、三このまま適用したのでは無理があ

る。尙も少し研究をしなければなら
んのもあるそうでございます、止む
を得ずこの港でこのまま適用できな
いものにつきましては、例外的に港の区
域を指定して貰うということになりま
した次第であります。いずれ又船員法
関係におきまして、港がこの案がで
きますれば、十分我々といたしまして
も相談いたしまして、できるだけ港と
いうものが多種多様にならないよう
に努力はいたしたいと思ひます。

○小林勝馬君　丁承いでした。

○委員長(板谷順助君)　小泉君港域法
の質疑をまだ継続しておりますが、何
か御意見がありますか。

○小泉秀吉君　修正を促めての質疑で

すか。

○委員長(板谷順助君) 修正案を先き報告いたして置きましたから、この修正案についての質疑がありましたならば、この際お申出を願いたい。

○小泉秀吉君 私には修正を込めてなら話は分りますけれども、修正をしないとの間申上げたように大分議論があります。

○委員長(板谷順助君) 外に御質疑ございせんか。

○小泉秀吉君 ございせん。

○委員長(板谷順助君) 如何ですか外に御質疑ありませんか。御質疑なければ質問はこれにて終了いたしました。これより討論に入ります。意見がありましたら一つお願いします。

○丹羽五郎君 今回政府から出された港域法案であります。これは過日この委員会においても決議いたしました港則法第二條を定めるには、どうしてもこの港域法をこで片付けなければ港則法の運営ができないという立場におきまして、現在政府から出しましたこの港域法案の内容をよく見たのであります。私共はこれによつて進めて差支ないものだと、かように考えております。

○委員長(板谷順助君) 外に御意見ありませんか。討論は終結いたしました。これより採決に入ります。先ず衆議院の修正案、即ち「運輸大臣は政令の定めるところにより、船員法第一條第二項第二号の適用について当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の区域と異なる区域を定めることができる。」この修正案について賛成の諸君の挙手を願います。

【挙手者多数】

○委員長(板谷順助君) 修正案は大多数を以て可決いたしました。次に、後の原案について賛成の諸君の挙手を願います。

【挙手者多数】

○委員長(板谷順助君) 修正案は大多数を以て可決いたしました。

○委員長(板谷順助君) 大多数を以て可決すべきものと決定いたしました。尚只今可決いたしました法律案につきましては、委員長が本議院におきまする報告は、例によつてお委せ願うことに御異議ございせんか。

○委員長(板谷順助君) 御異議ないと認めます。それから議院に提出する報告書について、多数意見者の署名を附することになつておりますから本法案を可とせられました方は順次御署名をお願いいたします。

【多数意見者署名】

○委員長(板谷順助君) 向この際諸君にお諮りいたしますが、衆議院においては運賃法案が修正案通り委員会を通したそうであり、本月の本会議に緊急上程するということになつておるのであります。またこの委員会においては予備審査であつて、まだ正式の付託にはなつておらぬのであります。そこで本日衆議院を通過いたしましたならば、明日は午前十時から開会いたしまして、尙質問を継続いたしたいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) 尙又委員諸君の態度も決めてこの会にお臨みあらんことを希望いたします。今日はこれで止めますか。

○丹羽五郎君 一應これで懇談会に移つて進んで見たらどうですか。

○委員長(板谷順助君) それでは本日はこれにて散会いたしまして、後は懇談会に移ることにいたします。

午後二時十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君
理事 丹羽 五郎君
橋本萬右衛門君
小野 哲君

委員 カニ 邦彦君
小泉 秀吉君
鈴木 清一君
加藤常太郎君
水久保基作君
小林 勝馬君
飯田精太郎君
新谷寅三郎君
早川 慎一君
中野 重治君

政府委員
運輸事務官(海上保安廳保安局長) 山崎小五郎君
説明員
運輸事務官(海上保安廳保安局長) 猪口 猛夫君

七月一日本委員会に左の事件を付託された。

一、港域法案第(百四十六号)(予備審査のための付託は六月十一日)

一、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、海運局の増設に關し承認を求めるの件(第百四十三号)(予備審査のための付託は六月二十八日)

港域法案衆議院修正案(小字)

附則
この法律は、港則法施行の日から、これを施行する。

り、船員法(昭和二十二年法律第百號)第一條第二項第二号の適用について、當分の間特に港を指定し、この法律の定める港の區域を定めることができる。